

# 平成29年度 水質検査計画



前山配水池

篠山市上下水道部上水道課

# 篠山市上下水道部上水道課

## 目 次

1. まえがき	1	ページ
2. 基本方針	1	ページ
3. 水道事業の概要	1	ページ
4. 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点	2	ページ
5. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度	3	ページ
6. 臨時の水質検査に関する事項	12	ページ
7. 水質検査の方法	12	ページ
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法	13	ページ
9. その他、水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	13	ページ
10. あとがき	13	ページ

## 1. まえがき

篠山市上下水道部上水道課では、お客様に安全な水を安心してご使用いただけるよう水源から浄水場、各ご家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を実施し、水道水の水質管理に万全を期するため、この水質検査計画は、水質検査の実施方法等を定めるものです。

## 2. 基本方針

- (1) 本市における水道水等の検査は、この水質検査計画に基づきます。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」と、定期検査としての「毎月検査項目」及び「全項目検査 51 項目」のほか、水質管理上留意した方が良いとされる「水質管理目標設定項目」などです。
- (3) 検査は原則として、給水末端の給水栓（蛇口）等のほか、水源などで採水し、その回数は、毎日検査項目では毎日 1 回、毎月検査項目では毎月 1 回、全項目検査では年間 1 回実施します。但し、省略不可項目は追加項目として年間 4 回実施します。また原水全項目検査は年間 1 回水質検査を実施します。尚、水質管理目標設定項目は、兵庫県水質監視地点に該当する西新町原水及び浄水で年間 2 回の水質検査を実施します。

## 3. 水道事業の概要

当市の水道水は、平成 29 年 2 月末現在で人口 42,529 人、17,111 世帯の皆様へお届けしています。広大な面積のため多くの浄水場を稼働させていますが、原水の水質に最適な浄水処理方式を採用し安定供給に努めています。

また、今年度においては、平成 28 年度より継続しています栗柄浄水場増設改造工事により、栗柄ダム水を新規水源として運用を開始します。

### 上水道事業

施設名	浄水処理方式	計画給水量
西新町浄水場	凝集沈殿・粉末活性炭注入→急速ろ過	4,399 m <sup>3</sup> /日
県営水道	浄水受水	10,700 m <sup>3</sup> /日
黒石浄水場	除濁前ろ過→急速ろ過、凝集沈殿→急速ろ過	1,560 m <sup>3</sup> /日
畑井浄水場	膜ろ過	1,040 m <sup>3</sup> /日
小坂浄水場	凝集沈殿→急速ろ過	800 m <sup>3</sup> /日
栗柄浄水場	膜ろ過→除鉄除マンガン※	1,200 m <sup>3</sup> /日
本郷浄水場	普通沈殿→緩速ろ過	360 m <sup>3</sup> /日
大芋浄水場	除鉄除マンガンろ過→粒状活性炭接触→膜ろ過	1,781 m <sup>3</sup> /日
福住浄水場	凝集沈殿→急速ろ過	312 m <sup>3</sup> /日
後川浄水場	除濁前ろ過→膜ろ過	165 m <sup>3</sup> /日

※印についてはダム水運用開始後に変更します。

#### 4. 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

##### (1) 原水の状況

施設名	原水種別	原水水質又は留意事項
西新町浄水場	河川水	降雨による濁度上昇や水質汚染事故に注意を要す。
黒石浄水場	地下水	鉄・マンガンがやや多い外は比較的安定。
畑井浄水場	地下水	比較的安定。
小坂浄水場	湖沼水	比較的安定。
栗柄浄水場	地下水※	極めて良質。
本郷浄水場	渓流水	極めて良質。
大芋浄水場	地下水・湖沼水	濁度管理やマンガンに注意を要す。
福住浄水場	渓流水・地下水	濁度管理に注意を要す。
後川浄水場	地下水	濁度管理に注意を要す。

※印についてはダム水運用開始後に追加します。

##### (2) 浄水の状況

平成 29 年 3 月末現在では、全ての検査地点で水質基準に適合しており、安全な水道水を供給できており、平成 29 年度においても水質検査計画に基づく水質検査を実施し、安全な水道水の供給に努めます。

#### 5. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度

##### (1) 毎日検査について

毎日検査は「表 1」地点の給水栓から採水し、色・濁り及び消毒の残留効果を検査します。又、検査項目ごとの基準は「表 2」のとおりです。

表 1 「採水地点」

1 藤岡奥	2 曾地中	3 後川奥	4 奥原山	5 立金
6 追入	7 今田町木津	8 川北	9 小坂	10 川阪

表2 「検査基準」

項目	基準
色	異常でないこと
濁り	異常でないこと
消毒の残留効果	遊離残留塩素で0.1 mg/ℓ以上

(2) 毎月検査（浄水）について

毎月検査は「表3」地点の給水栓から採水し、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物質（全有機炭素 TOC の量）・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目について検査します。又、検査項目の水質基準は「表6」のとおりです。

(3) 追加項目検査（浄水）について

水質基準51項目のうち、検査回数を減らすことが認められない16項目（シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸※1・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド・ホウ素及びその化合物・1,4-ジオキサン・アルミニウム及びその化合物・非イオン界面活性剤）及び亜硝酸態窒素について、年間4回（おおむね3ヶ月に1回）の検査を実施します。採水地点は「表3」を、各項目の水質基準は「表6」のとおりです。

（※1 浄水処理にオゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合）

(4) 浄水全項目検査について

水質基準51項目全てを検査します。過去の水質検査の結果により、1年または最長3年に1回まで検査回数を減らすことができる項目と、過去の水質検査の結果と原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を省略できる項目も最低年間1回は水質検査を実施します。採水地点は「表3」を、検査項目とその水質基準は「表6」のとおりです。

(5) 水質管理目標設定項目検査（原水・浄水）及び工程管理項目検査（原水）について

検査の義務はありませんが、兵庫県の水質監視管理計画に基づく監視地点に指定されている西新町浄水について、年間2回（おおむね6月と10月）実施します。その際、原水全項目検査、浄水全項目検査も併せて実施します。検査項目とその目標値は「表7」のとおりです。

表3 「採水地点」

1 藤岡奥	2 曾地中	3 後川奥	4 奥原山	5 立金
6 追入	7 今田町木津	8 川北	9 小坂	10 川阪

(6) 農薬類検査（原水）について

水質管理目標設定項目のうちの一つですが、全120項目の農薬について検査を実施します。

地域の状況を勘案して検査項目を省略することも可能ですが、本年度は120項目検査とします。また、採水地点の選定は通常の農業地以外にゴルフ場の位置等総合的に判断した結果、「表4」の2地点で行います。検査項目とその目標値は「表8」のとおりです。

表4「採水地点」

1 西新町	2 中
-------	-----

(7) クリプトスポリジウム検査（原水）について

クリプトスポリジウム暫定対策指針により、篠山市の浄水場はすべて対策済であります。新たに施行されておりますクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年4月1日施行）により、年1回指標菌検査を実施します。採水地点は「表5」のとおりです。

(8) 原水全項目検査について

水質基準51項目のうち、消毒副生成物11項目（塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド）及び味以外の39項目について年間1回の水質検査を実施します。採水地点は「表5」、検査項目は「表6」のとおりです。

表5「採水地点」

1 西新町	2 上宿	3 後川上	4 福住
5 中（地下水）	6 中（湖沼水）	7 今田町黒石	8 小坂
9 栗柄（地下水）※	10 本郷	11 本郷	

※印の採水地点についてはダム水運用開始後に追加します。

表6 「検査基準項目」

番号	項目	基準値	必要検査回数 (概ね)	給水 栓以 外の 採水	検査 回数 の減	検査 の 省略	年間検査 回数	
							一般	西新町
							浄水 ／ 原水	浄水 ／ 原水
1	一般細菌	100 個/ml以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	不可	12/1	12/2
2	大腸菌	検出されないこと	〃	不可	不可	不可	12/1	12/2
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注5	1/1	2/2
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注5	1/1	2/2
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	〃	注1	注3	注5	1/1	2/2
6	鉛及びその化合物	〃	〃	不可	注3	注8	1/1	2/2
7	ヒ素及びその化合物	〃	〃	注1	注3	注5	1/1	2/2
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	〃	不可	注3	注8	1/1	2/2
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	不可	4/1	2/2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可	不可	4/1	4/2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	不可	1/1	2/2
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	〃	注1	注3	注5	1/1	2/2
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	注6	4/1	4/2
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注9	1/1	2/2
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	注9	4/1	4/2
16	シス1,2及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注9	1/1	2/2
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	〃	注1	注3	注9	1/1	2/2
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	〃	注1	注3	注9	1/1	2/2
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	〃	注1	注3	注9	1/1	2/2
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	注9	1/1	2/2
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	〃	不可	不可	注7	4/-	4/-
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	〃	不可	不可	不可	4/-	4/-
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1年に1回以上	不可	注3	注8	1/1	2/2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	不可	注3	注8	4/1	4/2
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1年に1回以上	不可	注3	注8	1/1	2/2
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	〃	不可	注3	注8	1/1	2/2

36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1年に1回以上	不可	注 3	注 5	1/1	2/2
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1ヶ月に1回以上	不可	注 4	不可	12/1	12/2
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1年に1回以上	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	注 2	不可	不可	注 10	1/1	2/2
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	注 2	不可	不可	注 10	1/1	2/2
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注 1	注 3	注 5	4/1	4/2
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1年に1回以上	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
46	有機物質 (全有機炭素 TOC の量)	3 mg/l以下	1ヶ月に1回以上	不可	注 4	不可	12/1	12/2
47	pH値	5.8以上 8.6以下	〃	不可	注 4	不可	12/1	12/2
48	味	異常でないこと	〃	不可	注 4	不可	12/-	12/-
49	臭気	〃	〃	不可	注 4	不可	12/1	12/2
50	色度	5度以下	〃	不可	注 4	不可	12/1	12/2
51	濁度	2度以下	〃	不可	注 4	不可	12/1	12/2
注 1	送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。							
注 2	概ね1ヶ月に1回以上。但し、当該事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。(水源によっては6~9月の夏季の期間、毎月1回以上検査する場合があります。)							
注 3	水源に水または汚染物質を排出する施設設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の10分の1以下であるときは概ね3年に1回以上とすることができる。							
注 4	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可							
注 5	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可							
注 6	海水を原水とする場合は不可							
注 7	浄水処理にオゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可							
注 8	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可							
注 9	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可							
注 10	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可							



表7 「水質管理目標設定項目」

番号	項目	目標値	年間検査回数	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.015 mg/ℓ以下		2
2	ウラン及びその化合物	(暫定) 0.002 mg/ℓ以下		2
3	ニッケル及びその化合物	(暫定) 0.01 mg/ℓ以下		2
4	○亜硝酸態窒素	(暫定) 0.05 mg/ℓ以下		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下		2
6	削除 (トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため)			
7	削除 (1,1,2-トリクロロエタンが管理目標設定項目から削除されたため)			
8	トルエン	0.4 mg/ℓ以下		2
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/ℓ以下		2
10	亜鉛素酸	0.6 mg/ℓ以下	2	
11	削除 (塩素酸が水質基準項目となったため)			
12	☆二酸化塩素	0.6 mg/ℓ以下	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	(暫定) 0.01 mg/ℓ以下	2	
14	抱水クロラール	(暫定) 0.02 mg/ℓ以下	2	
15	△農薬類 (項目詳細は「表10」)	検出値と目標値の比の和として、1以下		2
16	残留塩素	1 mg/ℓ以下	2	
17	○カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/ℓ以上 100 mg/ℓ以下		
18	○マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/ℓ以下		
19	遊離炭素	20 mg/ℓ以下		2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/ℓ以下		2
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/ℓ以下		2
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下		2
23	臭気強度 (TON)	3 以下		2
24	○蒸発残留物	30 mg/ℓ以上 200 mg/ℓ以下		
25	○濁度	1 度以下		
26	○pH値	7.5 程度		
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0に近づける		2
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)	2	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下		2
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に対して0.1 mg/ℓ以下		2

○ 水質基準項目と重複する項目

☆ 篠山市は二酸化塩素を使用していないため省略

Dvi 左記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」 $DI \leq 1$

△  $DI = \sum i$  ———

Gvi DIは検出指標値、DViは農薬iの検出値、GViは農薬iの目標値

表7の続き「工程管理項目」

1	アンモニア態窒素	検査回数：西新町（原水）を年2回
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	
3	浮遊物質（SS）	
4	PFOA	検査回数：西新町浄水池（浄水）を年2回
5	PFOS	
6	過塩素酸（0.025mg/ℓ以下）	
7	N-ニトロソジメチルアミン	

表8「農薬類」

番号	項目	用途	目標値（mg/ℓ）	年間検査回数
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	殺虫剤	0.05	2
2	2,2-DPA（ダラポン）	除草剤	0.08	2
3	2,4-D（2,4-PA）	除草剤	0.03	2
4	EPN	殺虫剤	0.004	2
5	MCPA	除草剤	0.005	2
6	アシュラム	除草剤	0.9	2
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	2
8	アトラジン	除草剤	0.01	2
9	アニロホス	除草剤	0.003	2
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	2
11	アラクロール	除草剤	0.03	2
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.008	2
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	2
14	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01	2
15	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	2
16	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	2
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	2
18	インダノファン	除草剤	0.009	2
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	2
20	エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）	殺菌剤	0.006	2
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	2
22	エトリジアゾール（エクロメゾール）	殺菌剤	0.004	2
23	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01	2
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	2
25	オキシ銅（有機銅）	殺虫剤・殺菌剤	0.03	2

26	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006	2
28	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	2
29	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.3	2
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05	2
31	カルプロパミド	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
32	カルボフラン	代謝物	0.005	2
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	2
34	キャプタン	殺菌剤	0.3	2
35	クミルロン	除草剤	0.03	2
36	グリホサート	除草剤	2	2
37	グリホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.002	2
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	2
39	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	2
40	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	2
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
42	シアナジン	除草剤	0.004	2
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	2
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	2
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	2
46	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	2
47	ジクワット	除草剤	0.005	2
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	2
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03	2
50	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)	2
51	ジチオピル	除草剤	0.009	2
52	シハロホップブチル	除草剤	0.006	2
53	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	2
54	ジメタメトリン	除草剤	0.02	2
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05	2
56	シメトリン	除草剤	0.03	2
57	ジメピペレート	除草剤	0.003	2
58	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	2
59	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.8	2
60	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチ オシアネート	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.01	2

61	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
62	チラウム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	2
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	2
64	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	2
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02	2
66	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	2
67	テフリルトリオン	除草剤	0.002	2
68	トリクロピル	除草剤	0.006	2
69	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.03	2
70	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	2
71	トリフルラリン	除草剤	0.06	2
72	ナプロパミド	除草剤	0.03	2
73	パラコート	除草剤	0.005	2
74	ピペロホス	除草剤	0.0009	2
75	ピラクロニル	除草剤	0.01	2
76	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	2
77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	2
78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	2
79	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	2
80	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
81	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	2
82	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	2
83	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	2
84	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
85	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	2
86	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	2
87	フェントラザミト	除草剤	0.01	2
88	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
89	ブタクロール	除草剤	0.03	2
90	ブタミホス	除草剤	0.02	2
91	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	2
92	フルアジナム	殺菌剤	0.03	2
93	プレチラクロール	除草剤	0.03	2
94	プロシミドン	殺菌剤	0.09	2
95	プロチオホス	殺虫剤	0.004	2
96	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	2
97	プロピザミト	除草剤	0.05	2
98	プロペナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2

99	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	2
100	ベノミル	殺菌剤	0.02	2
101	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
102	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	2
103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	2
104	ベンタゾン	除草剤	0.2	2
105	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	2
106	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
107	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	2
108	ベンフレセート	除草剤	0.07	2
109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	2
110	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	2
111	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.005	2
112	メソミル	殺虫剤	0.03	2
113	メタラシキル	殺虫剤・殺菌剤	0.06	2
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	2
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03	2
116	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
117	メトリブジン	除草剤	0.03	2
118	メフェナセツト	除草剤	0.02	2
119	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
120	モリネート	除草剤	0.005	2

注 ◎クロロニトロフェン (CNP) の濃度は、CNP-アミノ体の合計として算出すること。

## 6. 臨時の水質検査に関する事項

次の場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近や給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査の方法

篠山市では、毎日検査以外の水質検査は外部検査機関へ委託しています。委託先は水道法第 20 条により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関又は地方公共団体の機関で、毎月検査、水質基準 51 項目 (原水・浄水)、追加項目検査、水質管理目標設定項目の農薬類、水質管理目標設定項目検査 (農薬類除く)、工程管理項目検査などの検査を委託します。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査結果（概要）の公表は当市の広報誌面上で行い、その他公表物の公表方法については、毎年3月頃のホームページ上でお知らせします。

〈平成29年度予定〉

公表方法 公表物	広報掲載	配布 ※1	閲覧 ※2
水質検査結果	—	—	○
水質検査結果（概要）	○	—	—
水質検査計画	—	—	○
水質検査計画概要版	—	○	—

※1 篠山市役所本庁舎2階上水道課事務所及び各支所窓口

※2 篠山市役所本庁舎2階上水道課事務所カウンター前パンフレット置場に閲覧用を常備

## 9. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

維持管理に役立てるため水質検査結果の分析を行い、施設改良や改善の検討と同時に平成28年度水質検査計画策定の基礎とします。また、水源等での災害や水質汚染事故等が発生し、若しくは発生のおそれがある場合には、当市の環境部局や消防本部は基より必要に応じ国・県・警察等の関係機関及び近隣市町と連携し適切な対応を行います。

## 10. あとがき

水質検査計画についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。

兵庫県篠山市上下水道部上水道課

〒669-2397 兵庫県篠山市北新町41番地

TEL 079-552-5093 FAX 079-552-5097

<https://www.city.sasayama.hyogo.jp/meyasu.html>